

阿知須指定訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団向陽会が開設する阿知須指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、関係法令に基づき要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた療養者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションの看護師等は、療養者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続しているよう支援する。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阿知須訪問看護ステーション
- (2) 所在地 山口市阿知須4241番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師若しくは保健師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護の提供を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数 *必要に応じて雇用
看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当。
また理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。
- (4) 事務職員 1名 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、8月15日、16日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
ただし、土曜日及び12月30日は午前8時から午後12時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等、日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、1割又は2割の額とする。

2 死後の処置料は、営業時間内 10,000 円 営業時間外 15,000 円 (消費税別)

交通費は阿知須内 500 円 阿知須外 1,000 円とする。

3 医療保険のみは、時間外・日祝祭日に訪問看護を行った場合 3,000 円とする。

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域及び交通費)

第8条 通常の事業の実施地域は、山口市南部（阿知須、佐山、深溝、江崎、嘉川、小郡、秋穂、名田島） 宇部市東部及び東北部（東岐波、西岐波、二俣瀬）の区域とし、これ以外の区域については、事業所から片道 10 km以上 20 km未満の地域では 250 円、20 km以上の地域では 500 円の交通費を 1 回につき徴収するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時対応の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 1 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する

(事故処理)

- 第 11 条 1 ステーションは、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる
- 2 ステーションは前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録、その完結その日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(業務継続計画の策定)

- 第 13 条 ステーションは、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 1 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 2 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

- 第 14 条 指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ適当な範囲を超えたものにより訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 15 条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 1 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)
 - 3 この規定を定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。＜令和 6 年 4 月改訂＞